

下松市土木系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領 の一部改正について（お知らせ）

令和5年11月28日
技 術 監 理 課

令和6年4月からの労働基準法の罰則付き時間外労働規制の建設業への適用を目前に控え、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、下松市土木系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領を一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 主な改正内容

①【発注方式に週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）を追加】

現場閉所が馴染まない工事に適用し、発注者が、発注時から、受注者に対して週休2日交替制に取り組むことを指示する方式。

②【農林水産庁所管事業の補正係数を追加】

別紙1/2に農林水産庁所管事業の補正係数を括弧書きで追加し、注意事項に「(注1) 農林水産庁所管事業については、括弧書きの補正係数を適用する。」を追加した。

2. 適用基準日

令和5年12月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

以上